

寄 附 行 為

学 校 法 人 修 文 学 院

学校法人 修文学院 寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人修文学院と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を愛知県一宮市日光町6番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うことを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

- | | | |
|------------------|---------------------|--------|
| (1) 修文大学 | 健康栄養学部 | 管理栄養学科 |
| | 看護学部 | 看護学科 |
| | 医療科学部 | 臨床検査学科 |
| (2) 修文大学短期大学部 | 生活文化学科 | |
| | 幼児教育学科 | 第一部 |
| | 幼児教育学科 | 第三部 |
| (3) 修文女子高等学校 | 全日制課程 | |
| | 普通科、情報会計科、家政科、食物調理科 | |
| (4) 修文大学附属一宮幼稚園 | | |
| (5) 修文大学附属藤ヶ丘幼稚園 | | |

第3章 役員及び理事会

(役員)

第5条 この法人に、次の役員を置く。

- | | | |
|---------|------|-------|
| (1) 理 事 | 8人以上 | 12人以内 |
| (2) 監 事 | 2人以上 | 3人以内 |

2. 理事のうち1名を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

(理事の選任)

第6条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 修文大学長
- (2) 修文女子高等学校長、修文大学附属一宮幼稚園長、修文大学附属藤ヶ丘幼稚園長のうち互選による者 1人
- (3) 評議員のうちから評議員会において選任された者 4人
- (4) 学識経験者のうち理事会において選任した者 2人以上6人以内

2. 第1項第1号、第2号、第3号の理事は学長、校長（園長）又は評議員の職を退いたときは理事の職を失うものとする。

(監事の選任)

第7条 監事は、この法人の理事、職員（学長（校長）、教員その他の職員を含む。以下同じ。）又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

(役員の任期)

第8条 役員（第6条第1項第1号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ。）の任期は、4年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2. 役員は、再任されることができる。

3. 役員は、その任期満了の後でも、寄附行為に定める役員定数を満たさない場合に限り、後任者が選任されるまでは、なおその職務を行う。

(役員の補充)

第9条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1をこえるものが欠けたときは1月以内に補充しなければならない。

(役員の解任及び退任)

第10条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき
- (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
- (3) 職務上の義務に著しく違反したとき
- (4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

2. 役員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了

(2) 辞任

(3) 学校教育法第9条各号に掲げる事由に該当するに至ったとき

(理事長の職務)

第11条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(理事の代表権の制限)

第12条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長の職務の代理等)

第13条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(監事の職務)

第14条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

(1) この法人の業務を監査すること

(2) この法人の財産の状況を監査すること

(3) この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、

当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること

(4) 第1号又は第2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し

不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発

見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報

告すること

(5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集

を請求すること

(6) この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること

(理事会)

第15条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

2. 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

3. 理事会は、理事長が招集する。

4. 理事長は理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。

5. 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会

議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。

6. 前項の通知は会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。
7. 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
8. 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。この場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
9. 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第12項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
10. 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
11. 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
12. 理事会の議決について、直接の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

- 第16条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。
2. 議事録には、議長及び出席した理事のうちから互選された理事2人以上が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

第4章 評議員会及び評議員

(評議員会)

- 第17条 この法人に、評議員会を置く。
2. 評議員会は、25人以上32人以内の評議員をもって組織する。
 3. 評議員会は、理事長が招集する。
 4. 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。
 5. 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
 6. 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。
 7. 事項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

8. 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決することができない。
9. 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
10. 評議員の議事は、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
11. 議長は、評議員として議決に加わることはできない。

(議事録)

- 第18条 議長は、評議員会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。
2. 議事録には議長及び出席した評議員のうちから互選された評議員2人以上が署名押印し、常にこれを事務所に備えておかなければならない。

(諮問事項)

- 第19条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。
- (1) 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
 - (2) 事業計画
 - (3) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
 - (4) 寄附行為の変更
 - (5) 合併
 - (6) 目的たる事業の成功の不能による解散
 - (7) 寄附金品の募集に関する事項
 - (8) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(評議員の選任)

- 第20条 評議員は、次に掲げる者とする。
- (1) この法人の職員（この法人の設置する学校の教員その他職員を含む）のうちから理事会において選任された者 5人以上7人以内
 - (2) この法人の設置する学校を卒業した者で年令25才以上のもののうちから理事会において選任された者 2人以上4人以内
 - (3) 理事のうちから理事の互選によって定められた者 3人以上4人以内
 - (4) 修文大学長、修文女子高等学校長及び修文大学附属一宮幼稚園長、修文大学附属藤ヶ丘幼稚園長
 - (5) 学識経験者のうちから、理事会において選任した者 11人以上13人以内

2. 前項第1号、第3号、第4号に規定する評議員は、この法人の職員、理事又は修文大学長、修文女子高等学校長並びに修文大学附属一宮幼稚園長、修文大学附属藤ヶ丘幼稚園長の地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

(任期)

- 第21条 評議員（前条第1項第4号に規定する評議員を除く、この条中以下同じ）の任期は、4年とする。ただし、欠員が生じた場合は補欠の評議員の任期は前任者の残任期間とする。
2. 評議員は、再任されることができる。
3. 評議員は、その任期満了の後でも、寄附行為に定める評議員定数を満たさない場合に限り、後任者が選任されるまでは、なおその職務を行う。

(評議員の解任及び退任)

- 第22条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる
- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
- (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき
2. 評議員は次の事由によって退任する。
- (1) 任期の満了
- (2) 辞任

第5章 資産及び会計

(資産)

- 第23条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

- 第24条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産とする。
2. 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金として、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
3. 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
4. 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

- 第25条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上や

むを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第26条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金として、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第27条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第28条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

(予算及び事業計画)

第29条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第30条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務を負担し、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

(決算及び実績の報告)

第31条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2. 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第32条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算及び事業報告書を作成しなければならない。

2. この法人は前項の書類及び第14条第3号の監査報告書を各事務所に備えて置き、この法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から

請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

（資産総額の変更登記）

第33条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3月以内に登記しなければならない。

（会計年度）

第34条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

第6章 解散及び合併

（解散）

第35条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- （1）理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決
- （2）この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で理事会における出席した理事の3分の2以上の議決
- （3）合併
- （4）破産
- （5）文部科学大臣の解散命令

2. 前項第1号に掲げる事由による解散にあたっては文部科学大臣の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあたっては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

（残余財産の帰属者）

第36条 この法人が解散した場合（合併又は破産によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の3分の2以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益法人に帰属する。

（合併）

第37条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第7章 寄附行為の変更

（寄附行為の変更）

第38条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2. 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、

理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第8章 補則

(書類及び帳簿の備付)

第39条 この法人は、第32条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に各事務所に備えて置かなければならない。

- (1) 寄附行為
- (2) 役員及び評議員の名簿及び履歴書
- (3) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類
- (4) その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第40条 この法人の公告は、修文大学掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第41条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

昭和47年	7月18日変更認可	理事・監事の選任及び理事会・評議員の議決方法の変更
昭和55年12月23日	変更認可	理事及び評議員の定数の変更
昭和60年	2月28日変更認可	一宮幼稚園及び藤ヶ丘幼稚園の名称変更
昭和63年	4月15日変更認可	2号理事の任期の変更
平成3年	8月9日変更認可	短期大学の学科名称変更
平成4年12月16日	変更認可	収益事業の各項削除
平成9年	3月31日変更認可	高校の学科増設
平成16年	4月7日変更認可	短期大学の学科 廃止
平成17年	4月1日変更認可	私立学校法改正による改正
平成18年	5月26日変更認可	高校の学科名称変更
平成19年12月3日	変更認可	文部科学大臣より修文大学設置 認可日（平成20年4月1日から施行する。）
平成19年	7月11日変更認可	高校の校名変更（平成20年4月1日より施行する）
平成21年	2月3日変更認可	一宮女子短期大学附属一宮幼稚園及び一宮女子短期大学附属藤ヶ丘幼稚園の名称変更（平成21年4月1日より施行する）
平成21年	7月6日変更認可	短期大学の校名変更（平成22年4月1日より施行する）

平成 27 年 8 月 31 日変更認可	修文大学看護学部看護学科設置 認可日 (平成 28 年 4 月 1 日から施行する。)
平成 28 年 3 月 7 日変更認可	法人名変更 (平成 28 年 4 月 1 日から施行する。)
平成 29 年 5 月 30 日変更認可	資産総額の変更登記の期間変更 (平成 30 年 4 月 1 日から施行する。)

新 旧 の 比 較 対 照 表	
新	旧
(設置する学校) 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。 (1) 修文大学 健康栄養学部 管理栄養学科 看護学部 看護学科 <u>医療科学部 臨床検査学科</u> (2) 省略 (3) 省略 (4) 省略 (5) 省略 <u>附 則</u> <u>この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(令和 年 月 日)から施行する。</u>	(設置する学校) 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。 (1) 修文大学 健康栄養学部 管理栄養学科 看護学部 看護学科 (新設) (2) 省略 (3) 省略 (4) 省略 (5) 省略

様式第4号その1〔第11条関係〕

経費の見積り及び資金計画を記載した書類

設置経費及び経常経費並びにその支払計画を記載した書類									
年 度			30年度	開設年度の前年度	開設年度	33年度	34年度	35年度	合 計
区 分	校 地		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	(うち造成費)		0	0	0	0	0	0	0
設置経費	施設	校 舎 (基 準 内)	0	587,528 千円	0	0	0	0	587,528 千円
		校 舎 他 (基 準 外)	0	17,920 千円	0	0	0	0	17,920 千円
	設備	図 書	0	2,238 千円	0	0	0	0	2,238 千円
		教 具 校 具 備 品	0	91,142 千円	57,125	28,075	0	0	176,342 千円
		小 計	0	698,828 千円	57,125	28,075	0	0	784,028 千円
	新設校の開設年度の経常経費								
	合 計		0	698,828 千円	57,125	28,075	0	0	784,028 千円
既設校からの 転共用	施設	校 舎(基準内)	414,978 千円						
		校 舎(基準外)	0 千円						
	設備	図 書	58,487 千円						
		教 具・校 具・備 品	5,316 千円						

様式第4号その4〔第11条関係〕

設置経費及び経常経費の財源の調達方法を記載した書類		
区 分	財 源 充 当 額	財 源 の 調 達 方 法
現 金 預 金	394,028 千円	平成30年度までに学納金等事業活動収入から積立てられた現金預金 1,494,016千円から394,028千円を財源に充当
申請年度の借入金	390,000 千円	日本私立学校振興・共済事業団より借入金390,000千円を財源に充当
合 計	784,028 千円	_____

様式第6号その2(第11条関係)

財 産 目 録 総 括 表

科 目 \ 年 度	29年度末 (開設年度から3年前の年度)	30年度末 (開設年度の前々年度)	申請時 (31年3月31日)
一 基本財産	6,063,478 千円	5,757,758 千円	5,757,758 千円
二 運用財産	3,177,644 千円	2,855,921 千円	2,855,921 千円
三 負債額	1,546,646 千円	1,422,602 千円	1,422,602 千円
1 固定負債	1,000,165 千円	911,422 千円	911,422 千円
2 流動負債	546,481 千円	511,180 千円	511,180 千円
四 基本財産＋運用財産	9,241,122 千円	8,613,679 千円	8,613,679 千円
五 純資産(四－三)	7,694,476 千円	7,191,077 千円	7,191,077 千円

貸 借 対 照 表

平成31年3月31日

(単位 円)

資産の部			
科目	本年度末	前年度末	増減
固定資産	7,086,606,759	7,698,608,175	△ 612,001,416
有形固定資産	5,727,520,974	6,020,441,310	△ 292,920,336
特定資産	330,000,000	330,000,000	0
その他の固定資産	1,029,085,785	1,348,166,865	△ 319,081,080
流動資産	1,527,072,152	1,542,513,981	△ 15,441,829
資産の部合計	8,613,678,911	9,241,122,156	△ 627,443,245
負債の部			
科目	本年度末	前年度末	増減
固定負債	911,421,833	1,000,164,487	△ 88,742,654
流動負債	511,179,648	546,481,495	△ 35,301,847
負債の部合計	1,422,601,481	1,546,645,982	△ 124,044,501
純資産の部			
科目	本年度末	前年度末	増減
基本金	11,655,792,458	11,605,325,206	50,467,252
第1号基本金	11,248,792,458	11,228,325,206	20,467,252
第3号基本金	230,000,000	230,000,000	0
第4号基本金	177,000,000	147,000,000	30,000,000
繰越収支差額	△ 4,464,715,028	△ 3,910,849,032	△ 553,865,996
純資産の部合計	7,191,077,430	7,694,476,174	△ 503,398,744
負債及び純資産の部合計	8,613,678,911	9,241,122,156	△ 627,443,245

様式第7号その1(第11条関係)

事業計画及びこれに伴う予算書

事業計画

○ 施設又は設備の整備計画

年度	事項	事業規模等	実施時期	備考
令和元年度	修文大学医療科学部 臨床検査学科専用棟	鉄骨造 5階建 1,925㎡ 一宮市大和町毛受字八幡前7番地	令和元年5月着工 令和2年2月完成予定	修文大学医療科学部 臨床検査学科専用
	同上校舎建設に 係る設計料	設計料	令和2年2月完成予定	修文大学医療科学部 臨床検査学科専用
	同上校舎建設に 係る外溝・植栽	工事・設計料	令和2年2月完成予定	修文大学共通
	修文大学医療科学部 臨床検査学科備品購入	実習備品等 1169 点	令和2年2月納入予定	修文大学医療科学部 臨床検査学科専用
	修文大学医療科学部 臨床検査学科図書購入	図書 470 冊 雑誌 5 冊	令和2年2月納入予定	修文大学医療科学部 臨床検査学科専用
	修文女子高等学校 情報処理室機器更新	情報会計科パソコン教室	令和元年7月納入予定	高等学校専用
令和2年度	修文大学医療科学部 臨床検査学科備品購入	実習備品等 287 点	令和3年2月納入予定	修文大学医療科学部 臨床検査学科専用
令和3年度	修文大学医療科学部 臨床検査学科備品購入	実習備品等 89 点	令和4年2月納入予定	修文大学医療科学部 臨床検査学科専用
令和4年度	該当計画なし			
令和5年度	該当計画なし			

様式第10号その1(第12条関係)

資 金 収 支 予 算 決 算 総 括 表

(収入の部)

(単位 千円)

年 度 科 目	開 設 年 度	令和3年度	令和4年度	完 成 年 度
	新設校分	新設校分	新設校分	新設校分
学生生徒納付金収入	132,000	248,000	364,000	480,000
手数料収入	6,000	9,000	9,000	9,000
寄付金収入	0	0	0	0
補助金収入	0	0	0	0
資産売却収入	0	0	0	0
付随事業・収益事業収入	500	1,000	1,000	1,000
受取利息・配当金収入	50	10	150	200
雑収入	500	1,000	1,000	1,000
借入金等収入	0	0	0	0
前受金収入	74,100	74,100	74,100	74,100
その他の収入	0	0	0	0
資金収入調整勘定	△ 74,000	△ 74,000	△ 74,000	△ 74,000
前年度繰越支払資金	300,000	164,770	152,736	199,528
収入の部合計	439,150	423,880	527,986	690,828

(支出の部)

(単位 千円)

年 度 科 目	開 設 年 度	令和3年度	令和4年度	完 成 年 度
	新設校分	新設校分	新設校分	新設校分
人件費支出	139,316	155,944	200,444	209,117
教育研究経費支出	46,000	53,320	70,780	90,000
管理経費支出	28,990	30,855	31,559	32,193
借入金等利息支出	1,950	1,950	1,895	1,786
借入金等返済支出	0	0	21,780	21,660
施設関係支出	0	0	0	0
設備関係支出	58,124	29,075	2,000	1,000
資産運用支出	0	0	0	0
その他の支出	0	0	0	0
[予備費]	0	0	0	0
資金支出調整勘定	0	0	0	0
翌年度繰越支払資金	164,770	152,736	199,528	335,072
支出の部合計	439,150	423,880	527,986	690,828

事業活動収支予算決算総括表

(単位 千円)

科 目			年 度	開 設 年 度	令和3年度	令和4年度	完 成 年 度
				新設校分	新設校分	新設校分	新設校分
教育活動収支	収入	学生生徒等納付金	132,000	248,000	364,000	480,000	
		手数料	6,000	9,000	9,000	9,000	
		寄付金	0	0	0	0	
		経常費等補助金	0	0	0	0	
		付随事業収入	500	1,000	1,000	1,000	
		雑収入	500	1,000	1,000	1,000	
		教育活動収入 計	139,000	259,000	375,000	491,000	
	支出	人件費	142,916	159,904	205,124	213,797	
		教育研究経費	106,000	113,320	130,780	150,000	
		管理経費	29,990	31,855	32,559	33,193	
		徴収不能額等	0	0	0	0	
		教育活動支出 計	278,906	305,079	368,463	396,990	
教育活動収支差額			△ 139,906	△ 46,079	6,537	94,010	
教育活動外収支	収入	受取利息・配当金	50	10	150	200	
		その他の教育活動外収入	0	0	0	0	
		教育活動外収入 計	50	10	150	200	
	支出	借入金等利息	1,950	1,950	1,895	1,786	
		その他の教育活動外支出	0	0	0	0	
		教育活動外支出 計	1,950	1,950	1,895	1,786	
	教育活動外収支差額			△ 1,900	△ 1,940	△ 1,745	△ 1,586
経常収支差額			△ 141,806	△ 48,019	4,792	92,424	
特別収支	収入	資産売却差額	0	0	0	0	
		その他の特別収入	0	0	0	0	
		特別収入 計	0	0	0	0	
	支出	資産処分差額	0	0	0	0	
		その他の特別支出	0	0	0	0	
		特別支出 計	0	0	0	0	
	特別収支差額			0	0	0	0
〔 予備費 〕			0	0	0	0	
基本金組入前当年度収支差額			△ 141,806	△ 48,019	4,792	92,424	
基本金組入額合計			△ 47,000	△ 47,000	△ 47,000	△ 45,000	
当年度収支差額			△ 188,806	△ 95,019	△ 42,208	47,424	
前年度繰越収支差額			0	△ 188,806	△ 283,825	△ 326,033	
基本金取崩額			0	0	0	0	
翌年度繰越収支差額			△ 188,806	△ 283,825	△ 326,033	△ 278,609	

(参考)

事業活動収入 計	139,050	259,010	375,150	491,200
事業活動支出 計	280,856	307,029	370,358	398,776